

宮代町議会議長交際費 弔慰金等に関する内規

別紙1

区分	本人	本人	同居の家族	別居の血族 (配偶者と実父母・子)	過去在籍本人
	香典	見舞い	香典	香典	香典
三役及び教育長	10	10	10	10	5
町議会議員	10	10	10	10	10 ※①配偶者5 ※①1親等血族5
職員 ※②	5	なし	※③5	5	5
町立小中学校長	5	なし	なし		

※①元議員が存命している場合に適用する。

※②議会において出席することを常とする(した)範囲に適用する。

※③配偶者及び、同居の1親等の血族のみに適用する。

・見舞金は、上記区分の対象者が1週間以上の入院又は療養する場合のみ支出するものとする。

・この基準の他、議長が必要と認めた場合は支出するものとする。

・兼職の場合は上位の職とする。